○管轄区域の境界付近における業務処理に関する協定要領の制定について (平成9年2月25日例規第8号)

「沿革」 平成26年2月例規第5号、29年3月第6号、31年4月第23号改正

別記のとおり制定し、平成9年2月25日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

管轄区域の境界付近における業務処理に関する協定要領

第1 趣旨

この要領は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年6月奈良県条例第20号。以下「条例」という。)に定められた警察署の管轄区域の境界付近における事件、事故等を適切に処理するため、警察署相互間の業務処理に関する協定について必要な事項を定めるものとする。

第2 業務処理に関する協定要領

1 協定締結の基準

警察署長は、次のいずれかに該当し、警察活動の効率性、住民感情等から条例による管轄区域に基づいて警察活動を行うことが適当でないと認めるときは、関係警察署長と協議の上、必要最小限度の範囲において協定により担当する区域(以下「協定区域」という。)を設定するものとする。

- (1) 管轄境界線付近の地理及び地形が複雑で、条例上の管轄境界線どおりに運用することが困難である場合
- (2) 管轄区域の一部に、他の警察署の管轄区域の中に存立した地域(飛び地をいう。) 又は突出した地域がある場合
- (3) 鉄道施設、ビル、公園等が複数の警察署の管轄にまたがり、警察活動の効率性から一つの警察署で包括的に受け持つことが合理的である場合
- 2 協定区域設定の基本的な考え方

協定を締結するに当たって、管轄境界線が次に掲げるものであるときは、それぞれ次に定めるところを基準として協定区域を定めること。

(1) 道路

ア 中央線又は中央分離帯のある道路にあっては、当該中央線又は中央分離帯の 中央とする。

イ 中央線又は中央分離帯のない道路にあっては、東西に通じる場合は当該道路 の北端、南北に通じる場合は当該道路の西端とする。この場合において、当該 道路の外側に側溝があるときは、当該側溝を含むものとする。

- ウ イにおける東西南北の方位は、厳密な意味での方位を指すものではなく、管 轄区域との関連において道路の方位を全体的にとらえて東西南北の方位をおお むね定めることを意味するものとする。
- (2) 河川

河川にあっては、当該河川の堤防間の中央とする。

(3) 橋

橋にあっては、当該橋の下にある道路、河川等の境界線を基にして、直上に見通した線とする。

(4) 山岳又は丘陵 山岳又は丘陵にあっては、分水れいとする。

(5) その他

田畑、山林、原野等の場合にあっては、市町村長の意見を聞いて関係警察署長の協議したところによる。

- 3 協定締結上の留意事項
- (1) 協定区域における警察活動は、条例に定める管轄区域を変更するものではなく、 道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の2に定める運転免許の仮停止等法 令で管轄警察署長の権限とされている事項については、協定を締結した場合であ っても条例上の管轄署長の権限であることに留意すること。
- (2) 管轄区域については、条例の定めによることが原則であり、協定の締結に当たっては、協定区域が真に必要最小限度の範囲のものであるかを検討すること。
- (3) 警察施設、警察活動状況等からいずれの警察署の担当とするのが効果的であるかを検討すること。
- (4) 他官庁の管轄との相違による連携上の問題、他官庁に与える影響等に配慮すること。
- (5) 住民その他関係者の意向を把握し、住民等の間に定着しているものを破壊したり、混乱を招くことのないよう留意すること。

第3 協定締結の手続

1 申請

警察署長は、新たに協定を締結し、又は協定を改訂しようとするときは、別記様式に協定書(案)を添えて、関係警察署長の連名により警務部警務課長を経て警察本部長に上申すること。

2 関係所属長への通報等

警察署長は、1の承認を受けたときは、関係所属長に通報するとともに、必要により、関係住民等に周知するものとする。

第4 協定書の作成要領

別添のとおり

- 第5 管轄区域の境界線上の警察事象に対する措置
 - 1 管轄区域の境界線上において発生した警察対象事案は、関係警察署の共同管轄と し、当該事案を先に認知した警察署が処理するものとする。この場合において、他 の警察署長は、必要があるときは当該事案の処理に協力しなければならない。
 - 2 1に定めるところにかかわらず、警察本部長は、管轄区域の境界線上において発生した警察対象事案の状況等からみて、特に必要があると認めるときは、当該事案 を処理する警察署を指定することができる。

第6 その他

1 府県間の協定等

府県間の境界の設定、業務処理等に関する協定、申合せ等を行う必要があるとき は、関係書類を添えて、警務部警務課長を経て警察本部長に報告するものとする。

2 高速道路交通警察隊の担当区域に関する協定

交通部高速道路交通警察隊の担当区域に関して交通部高速道路交通警察隊長と警察署長との間で協定を締結する必要があるときは、この要領の規定を準用する。

(別添省略)